

○国土交通省告示第五百九十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三十六条の二第五号の規定に基づき、昭和五十五年建設省告示第七百九十号の全部を改正するこの告示を制定する。

平成十九年五月十八日

国土交通大臣 冬柴鐵三

建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物とする。

- 一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの
- イ 次の(1)から(5)までに該当するもの

- (1) 架構を構成する柱の相互の間隔が六メートル以下であるもの
- (2) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
- (3) 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、構造耐力上主要な部分のうち冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。）の柱にあつては、令第八十八条第一項に規定する地震力によつて当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼材の種類並びに柱及びはりの接合部の構造方法に依じて次の表に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の大きさの値としなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

鋼材の種類別	
(い)	柱及びはりの接合部の構造方法
(ろ)	

	(一)	(二)	(三)
日本工業規格G三四六六(一般構造用角形鋼管)・二〇〇六に適合する角形鋼管	(一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、ロール成形その他断面すべてを冷間成形により加工したもの	(二)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、プレス成形その他断面の一部を冷間成形により加工したもの	加工したもの
内ダイアフラム形式(ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く)	一・三	一・二	一・一
(い)欄に掲げる形式以外の形式	一・四	一・三	一・二

(4) 水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないことが確かめられたもの

(5) 特定天井が平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める基準に適合

するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める基準に適合するもの

ロ 次の(1)から(7)までに該当するもの

- (1) 地階を除く階数が二以下であるもの
- (2) 架構を構成する柱の相互の間隔が十二メートル以下であるもの
- (3) 延べ面積が五百平方メートル以内（平家建ての建築物にあつては、三千平方メートル以内）であるもの
- (4) イ(3)及び(4)の規定に適合するもの
- (5) 令第八十二条の六第二号ロの規定に適合するもの
- (6) 構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によつて、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部と基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によつて、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたもの
- (7) イ(5)に規定に適合する者

ハ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条

の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

二 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの

イ 次の(1)から(3)までに該当するもの

(1) 地上部分の各階の耐力壁（平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第一第三号イ(1)に規定する開口周比が〇・四以下であるものに限る。以下この号において同じ。）並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

$$\sum 2.5\alpha A_w + \sum 0.7\alpha A_c \quad ZW A_f$$

この式において α 、 A_w 、 Z 、 W 及び A_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α コンクリートの設計基準強度による割り増し係数として、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつては一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあつては使用するコンクリートの設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を十八で除した数値の平方根の数値（当該数値が二の平方根の数値を超えるときは、二の平方根の数値）

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支え

る部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

Ai 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るAiの数値

- (2) 構造耐力上主要な部分が、地震力によって当該部分に生ずるせん断力として次の式によって計算した設計用せん断力に対して、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたものであること。

$$Q_D = \min\{Q_L + nQ_E, Q_O + Q_y\}$$

この式において、 Q_D 、 Q_L 、 n 、 Q_E 、 Q_O 及び Q_y は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_D 設計用せん断力（単位 ニュートン）

Q_L 固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号において「常時荷重」という。）によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合に

は零とすることができる。(単位 ニュートン)

n 鉄筋コンクリート造にあつては一・五(耐力壁にあつては二・〇)、鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては一・〇以上の数値

Q_E 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によつて生ずるせん断力(単位 ニュートン)

Q_0 柱又ははりにおいて、部材の支持条件を単純支持とした場合に常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

Q_v 柱又ははりにおいて、部材の両端に曲げ降伏が生じた時のせん断力。ただし、柱の場合には柱頭に接続するはりの曲げ降伏を考慮した数値とすることができる。

(単位 ニュートン)

(3) 前号イ(5)の規定に適合するもの

ロ 施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物

又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イ又はロに該当するものを除く。）

イ 地階を除く階数が三以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合するもの

ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イ(1)及び(2)に適合するもの

へ 第一号イ(5)の規定に適合するもの

四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの以外のもの（前号イからへまでに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(10)までに該当するもの

(1) 次の(i)又は(ii)に該当するもの

(i) 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階以

上の部分を木造としたもの

(ii) 地階を除く階数が三であり、かつ、一階及び二階部分を鉄筋コンクリート造とし、三階部分を木造としたもの

(2) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

(3) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

(4) 地上部分について、令第八十二条の二に適合することが確かめられたもの

(5) (1)(i)に該当するものうち地階を除く階数が三であるものにあつては、二階及び三階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「二階及び三階部分」と読み替えるものとする。

(6) (1)(ii)に該当するものにあつては、一階及び二階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「一階及び二階部分」と読み替えるものとする

(7) 地上部分について、各階の偏心率が令第八十二条の六第二号ロに適合することが確かめられたもの

(8) 鉄筋コンクリート造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三

第一号に定める構造計算を行ったもの

(9) 木造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第一に定める構造計算を行ったもの

(10) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

ロ 次の(1)から(5)までに該当するもの

(1) 地階を除く階数が二であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階部分を木造としたもの

(2) イ(2)、(4)及び(7)から(9)までに該当するもの

(3) 延べ面積が三千平方メートル以内であるもの

(4) 二階部分の令第八十八条第一項に規定する地震力について、標準せん断係数を 0.3 以上（同項ただし書の区域内における木造のもの（令第四十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあつては 0.45 以上）とする計算をし、当該地震力によって令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該建築物の振動特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられたもの

(5) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

五 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれかに該当するもの以外のもの

イ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの

ロ 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの

ハ 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄

骨造のものであつて、第一号イ又はロ（薄板軽量形鋼造のもの及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供するものにあつては、イ）に該当するもの

ニ 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用する構造のものであつて、第二号イに該当するもの

ホ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであつて、第三号イ(1)から(5)までに該当するもの

へ 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、前号イ(1)から(9)まで又は前号ロ(1)から(4)までに該当するもの

ト 第一号イ(5)の規定に適合するもの

六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であつて、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの以外のもの

七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であつて、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が第五号イからトまでのいずれかに該当するもの以外のもの

八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの

イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

- (1) 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第一第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの

(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当し、天井がトに該当するもの

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第五第一項各号及び第二項から第六項まで（第四項を除く。）に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) 第一号イ(5)に規定に適合するもの

附則

1 この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

2 昭和五十五年建設省告示第七百九十号は、廃止する。